

令和2年2月徳島県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

1 徳島県後期高齢者医療広域連合告示第1号

令和2年2月徳島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を次のとおり招集する。

令和2年1月31日

徳島県後期高齢者医療広域連合長 遠藤 彰 良

(1) 期日 令和2年2月10日

(2) 場所 徳島市川内町平石若松78番地1 徳島県国保会館3階 研修室

2 令和2年2月10日(月)午後1時30分開会

3 出席議員は、次のとおりである。

1番 井上 武	2番 土井 昭一
4番 前川 英貴	5番 林 孝一
6番 相原 一永	7番 藤井 正助
8番 川西 仁	10番 野上 武典
11番 花本 靖	12番 岩城 福治
13番 小林 智仁	14番 森本 孝夫
15番 古野 司	16番 影治 信良
17番 枘富 治	18番 三浦 茂貴
19番 立井 武雄	20番 橋本 典幸
21番 永濱 茂樹	22番 玉井 孝治
23番 坂東 泰幸	24番 森長 秀行
25番 松浦 敬治	

4 欠席議員は、次のとおりである。

3番 泉 理彦                      9番 立川 一広

5 説明のため出席した者の職氏名は、次のとおりである。

広域連合長	遠藤 彰 良	副広域連合長	坂口 博文
副広域連合長	濱田 保徳	監査委員	江口 博
事務局長	西名 武	総務課長	高島 浩規
事業課長	津川 茂	事業課課長補佐	三木 一樹
事業課主査兼係長	武岡 香	事業課主査兼係長	坂東 裕司

6 職務のため出席した職員の職氏名は、次のとおりである。

総務課課長補佐	岡田 幸子	総務課主査兼係長	西川 史洋
総務課主事	谷口 友伯		

## 7 議事日程（第1号）

- 第1 会議録署名議員の指名について
- 第2 会期の決定について
- 第3 新たに選出された議員の議席の指定について
- 第4 同意第1号 徳島県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について
- 第5 議案第1号 令和2年度徳島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について
- 議案第2号 令和2年度徳島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第3号 徳島県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第4号 徳島県後期高齢者医療広域連合職員定数条例等の一部を改正する条例について
- 議案第5号 徳島県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例の制定について
- 議案第6号 徳島県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の退職手当に関する条例の制定について
- 議案第7号 徳島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第8号 徳島県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画の一部変更について

## 8 会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 新たに選出された議員の議席の指定について
- 日程第4 同意第1号
- 日程第5 議案第1号から議案第8号まで
- 日程追加 副議長の辞職許可について
- 日程追加 副議長の選挙について

(午後1時30分開会)

○議長（井上武君）

皆さん、こんにちは。ただいまから、令和2年2月徳島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

広域連合長から、招集の挨拶があります。

○議長（井上武君）

連合長

○広域連合長（遠藤彰良君）

令和2年2月定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日、徳島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中、御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

さて、広域連合では被保険者の方々が安心して医療サービスを受けられるよう事業運営を行ってまいりました。

しかしながら、人口減少、少子高齢化が進展していくなかで技術進歩、高度な医療品の開発等により医療費が増大していくことが見込まれています。このような状況の中、本年は2年ごとに改定されます保険料率の改定の年となっております。保険料率の引き上げを余儀なくされている状況ではございますが、可能な限り被保険者の負担を抑制することとしており、関係条例の改正議案を提案いたしております。

当広域連合といたしましては、健康寿命の延伸に向けた取組など、後期高齢者医療制度の着実な運営を行って参りたいと考えておりますので、議員の皆様方の御協力を賜りますよう、お願いを申し上げます。

なお、今定例会には、副広域連合長の選任同意をはじめ、令和2年度一般会計予算など、予算議案2件、条例等議案6件を提出いたしておりますので、御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（井上武君）

これより、本日の会議を開きます。日程に先立ち、諸般の報告をいたします。

まず、吉野川市から選出されておりました、川真田哲哉君は、去る9月10日に逝去されました。まことに哀惜にたえません。ここに、川真田哲哉君の御冥福をお祈りします。

次に、議員の辞職について御報告申し上げます。阿南市選出の橋本幸子議員、神山町選出の西崎哲夫議員、那賀町選出の坂口博文議員及び上板町選出の鈴木孝三議員におかれましては、これまで、徳島県後期高齢者医療広域連合議会議員として御尽力をいただきましたが、閉会中に選挙母体であります各市町におきまして、辞職又は任期満了等により、離職されております。ここに、改めまして、辞職及び離職されました議員の皆様方の御尽力に対しまして感謝申し上げ、御報告とさせていただきます。

次に、このほど阿南市議会議員、吉野川市議会議員、佐那河内村議会議員、神山町議会議員、那賀町議会議員及び上板町議会議員から、広域連合議会議員選出の通知があり、これを受理しております。

次に、監査委員から、昨年8月から本年1月までに実施した例月出納検査及び定期監査の結果について、議長あてに、報告書が提出されております。以上、御報告申し上げます。

次に、本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

○議長（井上武君）

なお、本日の会議に欠席の届出のありました方は、3番泉理彦君、9番立川一広君以上であります。

○議長（井上武君）

それでは、日程第1会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、徳島県後期高齢者医療広域連合議会会議規則第76条の規定により、4番前川英貴君、23番坂東泰幸君のお二人を指名いたします。

○議長（井上武君）

次に、日程第2会期の決定についてを議題といたします。

お諮りをいたします。本定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（井上武君）

御異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日間と決定いたしました。

○議長（井上武君）

次に、日程第3新たに選出された議員の議席の指定を行います。

なお、この度、本広域連合議会議員に選出された方は、阿南市から林孝一君、吉野川市から相原一永君、佐那河内村から岩城福治君、神山町から森本孝夫君、那賀町から古野司君、上板町から坂東泰幸君、以上であります。

新たに選出された議員の議席については、会議規則第4条の規定により、ただいま、御着席のとおり指定いたします。

○議長（井上武君）

次に、日程第4同意第1号徳島県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任についてを、議題といたします。提出者の説明を求めます。

○議長（井上武君）

連合長

○広域連合長（遠藤彰良君）

ただ今、御提案いたしました徳島県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につい

て、御説明申し上げます。本案は、徳島県後期高齢者医療広域連合規約第11条第1項及び第12条第5項の規定に基づき、徳島県町村会会長坂口博文氏の副広域連合長への選任について、御同意をお願いするものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（井上武君）

お諮りいたします。本案については、成規の手続を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（井上武君）

御異議なしと認めます。よって、本案については、成規の手続を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

お諮りいたします。本案については、原案のとおり同意することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（井上武君）

御異議なしと認めます。よって、同意第1号徳島県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長（井上武君）

ここで、ただいま選任されました、副広域連合長の出席を求めることにいたします。

（副広域連合長坂口博文君入場）

○議長（井上武君）

副広域連合長から、御挨拶があります。

○議長（井上武君）

坂口博文君

○副広域連合長（坂口博文君）

那賀町長の坂口でございます。ただいま、副広域連合長の選任に御同意をいただきまして、誠にありがとうございます。実力不足ではございますが、遠藤広域連合長とともに、今後とも国の動向を注視しながら、県内市町村との連携強化を図り、現行制度の円滑かつ効率的な運営に努めてまいり所存でございますので、議員の皆様方におかれましては、なお一層の御指導、御協力を賜りますよう、お願いを申し上げまして、就任の御挨拶とさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

(拍手)

○議長（井上武君）

次に、日程第5議案第1号令和2年度徳島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算についてから、議案第8号徳島県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画の一部変更についてを、一括して議題といたします。以上8件の提案理由について、事務局の説明を求めます。

○議長（井上武君）

事務局長

○事務局長（西名武君）

議案第1号から議案第8号までについて、順次、御説明させていただきます。恐れ入りますが、資料②の予算議案の3ページをお願いいたします。議案第1号令和2年度徳島県後期高齢者医療広域連合の一般会計予算は、次に定めるところによるものでございます。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億5,306万7,000円と定める。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によるものでございます。

4ページをお願いいたします。第1表歳入歳出予算のうち、歳入につきましては、款1分担金及び負担金、項1負担金1億4,281万円、款2国庫支出金、項1国庫補助金557万9,000円、款3財産収入、項1財産運用収入6,000円、款4繰入金、項1基金繰入金467万2,000円、歳入合計1億5,306万7,000円となっております。

5ページをお願いいたします。歳出につきましては、款1議会費、項1議会費91万9,000円、款2総務費、項1総務管理費1億4,997万5,000円、同じく項2監査委員費16万7,000円、款3諸支出金、項1基金費6,000円、款4予備費、項1予備費200万円、歳出合計1億5,306万7,000円となっております。予算の詳細につきましては、先日の全員協議会で御説明させていただいたとおりでございます。

次に、9ページをお願いいたします。議案第2号令和2年度徳島県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによるものでございます。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,266億5,743万9,000円と定める。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によるものでございます。一時借入金は、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、20億円と定めるものでございます。歳出予算の流用は、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、医療給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間で流用するときとするものでございます。

10ページをお願いいたします。第1表歳入歳出予算のうち、歳入につきましては、款1市町村支出金、項1市町村負担金216億8,696万4,000円、款2国庫支出金、項1国庫負担金309億3,897万5,000円、同じく項2国庫補助金120億8,

449万4,000円,款3県支出金,項1県負担金106億9,829万1,000円,同じく項2県財政安定化基金支出金1億6,100万円,款4支払基金交付金,項1支払基金交付金500億5,351万1,000円,款5特別高額医療費共同事業交付金,項1特別高額医療費共同事業交付金2,756万8,000円,款6財産収入,項1財産運用収入12万7,000円,款7繰入金,項1基金繰入金1億1,000円,款8繰越金,次の11ページをお願いします。項1繰越金7億526万7,000万円,款9諸収入,項1延滞金,加算金及び過料12万円,同じく項2預金利子92万円,同じく項3雑入2億20万1,000円,歳入合計1,266億5,743万9,000円となっております。

12ページをお願いいたします。歳出につきましては,款1総務費,項1総務管理費4億1,375万3,000円,款2医療給付費,項1療養諸費1,198億2,611万8,000円,同じく項2高額療養諸費59億1,302万4,000円,同じく項3その他医療給付費1億6,400万円,款3県財政安定化基金拠出金,項1県財政安定化基金拠出金4,972万8,000円,款4特別高額医療費共同事業拠出金,項1特別高額医療費共同事業拠出金3,016万4,000円,款5高齢者保健事業費,項1健康保持増進事業費1億9,955万8,000円,款6基金積立金,項1基金積立金12万7,000円,款7公債費,項1公債費216万7,000円,款8諸支出金,次の13ページをお願いします。項1償還金及び還付加算金2,880万円,款9予備費,項1予備費3,000万円,歳出合計1,266億5,743万9,000円となっております。なお,予算の詳細につきましては,先日の全員協議会で御説明させていただいたとおりでございます。

続きまして,議案第3号から議案第8号までの条例等議案につきまして,資料⑤の条例等議案概要説明書で御説明いたします。

資料⑤の1ページをお願いいたします。議案第3号徳島県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部改正について,お願いするものでございます。改正の趣旨でございますが,昨年10月の徳島県人事委員会勧告に基づき,徳島県職員の給与の改定が行われたことに伴い,広域連合職員の給与について所要の改正を行うものでございます。改正の概要につきましては,住居手当の改正として,手当の支給対象となる家賃額の下限を,1万2,000円であったものを1万4,000円に,手当額の上限を,2万7,000円であったものを2万8,000円にそれぞれ改正するものでございます。次に,勤勉手当の改正として,職員の勤勉手当の支給割合を,100分の92.5であったものを100分の95に改正するものでございます。施行期日は,公布の日から施行するものでございます。

次に,4ページをお願いいたします。議案第4号徳島県後期高齢者医療広域連合職員定数条例等の一部改正について,お願いするものでございます。改正の概要でございますが,まず,地方自治法及び地方公務員法の改正により,新たに会計年度任用職員に関する規定が整備されることに伴い,(1)の徳島県後期高齢者医療広域連合職員定数条例から(7)の徳島県後期高齢者広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例までの7条例について,会計年度任用職員に関する規定を追加する等,所要の改正を行うものでございます。また,地方公務員法の改正により,成年被後見人に関する規定が削られたこと等に伴い,徳島県

後期高齢者医療広域連合職員の旅費及び給与に関する条例において、引用する同法の条項を整備するものでございます。施行期日は、会計年度任用職員にかかる改正については、令和2年4月1日から、成年被後見人にかかる改正については公布の日から施行するものでございます。

次に、30ページをお願いいたします。議案第5号徳島県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例の制定について、お願いするものでございます。条例制定の趣旨でございますが、新たに会計年度任用職員に関する規定が整備されることに伴い、地方自治法並びに地方公務員法の規定に基づき、会計年度任用職員の給与その他の給付に関し、必要な事項を定めるものでございます。条例の概要につきましては、会計年度任用職員の給与その他の給付は、給料、通勤手当、地域手当、時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当並びに期末手当を支給するものとし、給料及びその他の手当の支給対象、支給額、支給方法等について、それぞれ必要な事項を定めるものでございます。施行期日は、令和2年4月1日から施行するものでございます。

次に、33ページをお願いいたします。議案第6号徳島県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の退職手当に関する条例の制定について、お願いするものでございます。条例制定の趣旨でございますが、会計年度任用職員に関する規定が新たに整備されることに伴い、地方公務員法の規定に基づき、会計年度任用職員の退職手当に関し、必要な事項を定めるものでございます。条例の概要につきましては、会計年度任用職員の退職手当は、12か月を超えて勤務した者が退職した場合に支給するものとし、退職手当の支給対象、支給額、支給方法等について、それぞれ必要な事項を定めるものでございます。施行期日は、令和2年4月1日から施行するものでございます。

次に、36ページをお願いいたします。議案第7号徳島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、お願いするものでございます。改正の趣旨でございますが、令和2年度及び令和3年度の保険料率の改定、保険料の賦課限度額の変更、並びに被保険者均等割保険料の軽減対象の拡充のため、また、元号が改められたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。改正の概要でございますが、(1)保険料率の改定については、令和2年度及び令和3年度の所得割率を10.28%、被保険者均等割額を5万5,000円とする。(2)保険料の賦課限度額の変更については、保険料の賦課限度額を62万円から64万円に変更する。(3)被保険者均等割保険料の軽減対象の拡充については、5割軽減の拡大について、軽減対象となる所得基準額を28万円から28万5,000円に、2割軽減の拡大について、軽減対象となる所得基準額を51万円から52万円に変更する。(4)改元に伴う文言の整備については、平成31年度以降の元号を令和に改める。(5)高齢者の医療の確保に関する法律の改正に伴う文言の整備として、保健事業を高齢者保健事業に改めるものでございます。施行期日は、令和2年4月1日から施行するものでございます。37ページをお願いいたします。経過措置でございますが、改正後の保険料の被保険者均等割保険料の軽減対象の規定は、令和2年度以後の年度分の保険料について適用し、令和元年度分までの保険料については、なお従前の例によるものでございます。

最後に、42ページをお願いいたします。議案第8号徳島県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画の一部変更についてお諮りするものでございます。広域計画変更の趣旨で

ございますが、昨年5月に医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律が公布されたことにより、広域連合の高齢者保健事業と市町村の国民健康保険の保健事業及び介護保険の地域支援事業を、一体的に実施することとされたことに伴い、計画の一部変更を行うものでございます。計画変更の概要でございますが、まず、元号が改められたことに伴い、計画中、平成32年以降の元号を令和に変更するものでございます。次に、国の基本方針及び徳島県の計画が新たに策定されたことに伴い、関係部分の内容を変更するものでございます。さらに、4つの基本方針のうち健康づくりの推進の標題を高齢者保健事業の推進に改め、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に当たり、広域連合と市町村の連携に関する内容を追記するものでございます。最後に、広域連合と市町村が行う主な事務において、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に当たっての、広域連合と市町村との事務分担について追記するものでございます。

議案の説明については、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（井上武君）

以上で提案理由の説明は終わりました。

○議長（井上武君）

これより、質疑及び一般質問に入ります。質疑及び一般質問はありますか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（井上武君）

質疑及び一般質問は、なしと認め、質疑及び一般質問を終結いたします。

○議長（井上武君）

これより、討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（井上武君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

○議長（井上武君）

これより、順次、採決いたします。なお、採決は、起立によって行います。

○議長（井上武君）

お諮りをいたします。まず、議案第1号について、原案どおり可決することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（井上武君）

起立多数であります。よって、議案第1号については、原案どおり可決されました。

○議長（井上武君）

次に、議案第2号について、原案どおり可決することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（井上武君）

起立多数であります。よって、議案第2号については、原案どおり可決されました。

○議長（井上武君）

次に、議案第3号について、原案どおり可決することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（井上武君）

起立多数であります。よって、議案第3号については、原案どおり可決されました。

○議長（井上武君）

次に、議案第4号について、原案どおり可決することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（井上武君）

起立多数であります。よって、議案第4号については、原案どおり可決されました。

○議長（井上武君）

次に、議案第5号について、原案どおり可決することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（井上武君）

起立多数であります。よって、議案第5号については、原案どおり可決されました。

○議長（井上武君）

次に、議案第6号について、原案どおり可決することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（井上武君）

起立多数であります。よって、議案第6号については、原案どおり可決されました。

○議長（井上武君）

次に、議案第7号について、原案どおり可決することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（井上武君）

起立多数であります。よって、議案第7号については、原案どおり可決されました。

○議長（井上武君）

次に、議案第8号について、原案どおり可決することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（井上武君）

起立多数であります。よって、議案第8号については、原案どおり可決されました。

（影治信良君退場）

○議長（井上武君）

この際、日程追加について、お諮りをいたします。副議長影治信良君から、副議長の辞職願が提出されておりますので、副議長の辞職許可についてを、日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（井上武君）

御異議なしと認めます。よって、この際、副議長の辞職許可についてを、日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。副議長の辞職許可についてを、議題といたします。それでは、まず、辞職願を事務局長に朗読させます。

○議長（井上武君）

事務局長

○事務局長（西名武君）

朗読いたします。

---

令和2年2月10日

徳島県後期高齢者医療広域連合議会議長 井上 武 殿

徳島県後期高齢者医療広域連合議会  
副議長 影 治 信 良

辞 職 願

このたび、一身上の都合により副議長を辞職したいので許可されるようお願い出ます。

---

以上でございます。

○議長（井上武君）

お諮りいたします。影治信良君の副議長の辞職を許可することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（井上武君）

御異議なしと認めます。よって、影治信良君の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

（影治信良君入場）

○議長（井上武君）

ただいま、副議長を辞職された影治信良君から、御挨拶があります。

○議長（井上武君）

影治信良君

○16番（影治信良君）

副議長を辞職するに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

私は、一昨年2月の議会におきまして、皆様方の御支持を賜りまして、副議長の要職に就かせていただきました。以後、2年間、その職責を全うすることができました。これも、ひとえに皆様方の御協力の賜物でございまして、心から厚く御礼を申し上げたいと思っております。

これからは、貴重な経験を生かしまして、一議員として、微力を尽くしてまいりたいと考えておりますので、引き続き御指導のほど、よろしく願いを申し上げます。簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。お世話になりました。ありがとうございます。

（拍手）

○議長（井上武君）

ただいま、副議長が欠員となりました。お諮りいたします。この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。これに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（井上武君）

御異議なしと認めます。よって、この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行います。

お諮りいたします。副議長選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により、行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（井上武君）

御異議なしと認めます。よって、副議長選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において、指名いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（井上武君）

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、徳島県後期高齢者医療広域連合議会副議長に岩城福治君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま、指名いたしました岩城福治君を、徳島県後期高齢者医療広域連合議会副議長の当選人と定めることに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（井上武君）

御異議なしと認めます。よって、岩城福治君が徳島県後期高齢者医療広域連合議会副議長に当選されました。

○議長（井上武君）

ただいま、副議長に当選されました岩城福治君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

副議長に当選されました岩城福治君から御挨拶があります。

○議長（井上武君）

岩城福治君

○15番（岩城福治君）

それでは、副議長の就任に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

ただいま、皆様方の御支持を賜り、副議長の要職に就かせていただくことになりました、佐那河内村選出の岩城でございます。微力ではございますが、議長の補佐役として、広域連合議会の円滑な運営が図られますよう、その責務を全うしてまいりたいと存じます。

今後とも、皆様方の一層の御支援、御協力を賜りますよう、お願い申し上げます、副議長就任の御挨拶といたします。ありがとうございました。

（拍手）

○議長（井上武君）

この際、お諮りいたします。本定例会において議決されました案件について、その条項、字句、数字その他整理を要するものについては、会議規則第40条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思います。これに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（井上武君）

御異議なしと認めます。よって、本定例会において議決された案件については、その条項、字句、数字その他整理を要するものについては、これを議長に委任することに決定をいたしました。

○議長（井上武君）

以上をもって、本定例会に付議されました案件は、全て議了いたしました。

○議長（井上武君）

閉会前に広域連合長から挨拶があります。

○議長（井上武君）

連合長

○広域連合長（遠藤彰良君）

閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日の定例会におきましては、御提案いたしました議案につきまして、御審議を賜り、いずれも原案どおり可決を頂きましたことに、厚く御礼を申し上げます。

開会の挨拶で申し上げましたように、後期高齢者医療制度は、多様な課題を解消するために、変化を続けております。

当広域連合では、制度の変化が生じる場合には、その内容を十分に周知・広報し、被保

険者の方々が、安心して医療サービスを受けられるよう、業務を行って参りたいと存じますので、引き続き議員の皆様への御指導、御協力を賜りますようお願い申し上げます、閉会の挨拶とさせていただきます。

本日はありがとうございました。

○議長（井上武君）

これをもって、令和2年2月徳島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

（午後2時16分閉会）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和2年2月10日

議 長

会議録署名議員

会議録署名議員